

インフルエンザ予防接種予約受付中です

高島市民病院で予防接種を希望される方は事前に電話で予約をお願いします。

予防接種 予約専用電話

☎ (36) 2299

※ワクチンの入荷状況により、予約が制限される場合があります。

予約受付期間

12月14日(月) まで

時間：14時～16時(土日祝は除く)

接種期間

12月16日(水) まで

接種場所

健診棟2階 健診センター

当日お持ちいただくもの

- ・健康手帳
(接種証明のシールを貼るため)
- ・健康保険証、免許証などの住所が分かるもの

病院からのお願い

- ・今年は感染防止の観点から従来とは異なる予約体制で実施します。
 - ・密を避けるため、一人ずつ予約時間を設けますので予約時間にお越しくください。※先着順ではありません。
 - ・前日の体温測定と、当日はマスク着用にご協力ください。
 - ・付き添いの方は最低限の人数でお願いします。
- ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度 新任医師の紹介

【歯科口腔外科医師】

徳持 翔太



専門分野：歯科口腔外科全般
経歴：朝日大学歯学部を卒業後、京都大学医学部附属病院歯科口腔外科、南和歌山医療センターにて歯科医師として勤務。本年度より高島市民病院歯科口腔外科医師として勤務する。

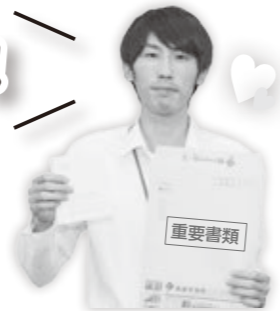
まずは地域を知り、馴染むことから、少しずつ始めていきたいと考えております。地域の方々に貢献できるよう、精一杯頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

国保年金あらかると

健康保険年金課 ☎ (25) 8137
大津年金事務所 ☎ 077 (521) 1789

社会保険料控除証明書は大切に保管を！

11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきます。これは、年末調整や確定申告の時に必要になる書類です。必ず大切に保管をしておいてください。



- 国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付された保険料が対象です。
- 10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、令和3年2月上旬に証明書が送られてきます。
- 家族の国民年金保険料を納付された場合、納付された方の社会保険料控除に加えることができます。この場合は、家族あてに送られてきた控除証明書を添付して申告してください。
- 社会保険料控除を受けるためには、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または、領収書の添付が必要です。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については、大津年金事務所までお問い合わせください。

11月

催し物のお知らせ

今月のおすすめ

雑誌のリユース 期間：1日㊟～15日㊟
各図書館で保存期限の過ぎた一部の雑誌をお譲りします。ぜひ、お立ち寄りください。

今津図書館

○エントランス展示

「何気ない日常をイラストに」

出展：竹内 真理さん

期間：1日㊟～15日㊟開館時間中

『中公文庫版「日本書紀」(上)(下)』(中央公論新社)

井上光貞【監訳】ほか / 著

「日本書紀」の編纂から1300年を記念して関連書が多く出版されています。本書も、全文現代語の名訳が、文庫になって再登場。高島ゆかりの人物「脚身臣飯蓋」の記述も少しだけあり！今こそ、古代に想いを馳せてみては？

この他にも新しく入った本がありますので、新着・新刊案内は、各図書館での掲示、チラシやホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。

臨時休館のお知らせ

11月16日㊟から
11月28日㊟まで

図書館システムの更新のため、市内全図書館を休館します。今回の更新で「読書手帳」などの新たな機能も組み込まれ、

より便利にお使いいただけるようになります。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

	開館時間	電話番号	11月の休館日	11月のおはなし会
今津図書館	10時～19時(㊟は21時)	☎ (22) 3827	水・木曜日	※おはなし会は中止になりました
安曇川図書館	10時～19時(㊟は21時)	☎ (32) 4711	月・火曜日	
マキノ図書館	10時～18時	☎ (27) 0350	月・火曜日	
朽木図書サロン		☎ (38) 2324	(3日除く)、	
新旭図書室		☎ (25) 2811	4日(水曜日)	
高島図書室		☎ (36) 2160		

催し物の詳しい内容は各図書館のチラシやホームページをご覧ください。



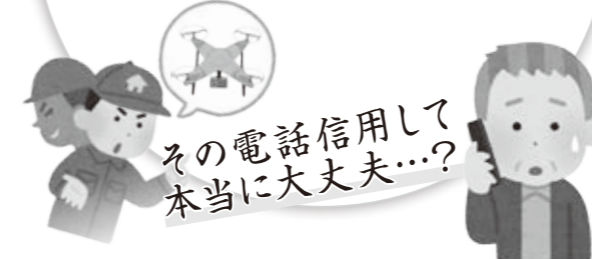
消費生活センター ☎ (25) 8106

困ったときはひとりで悩まず、ご相談ください

火災保険を使った修理の勧誘、ちょっと待った！

事例

事業者から「ドローン(無人航空機)を使って無料で屋根の調査をします」という電話がかかってきた。調査後に「火災保険を使って自己負担なく屋根の修理ができます。保険金申請もサポートするので修理しませんか」と契約を勧められた。



無料点検や調査と称し工事契約を結ぶことが目的です。

本当に保険金を使って自己負担なく適切な工事が行われるかどうかわかりません。また、保険金申請手数料として高額な料金を請求される場合があります。

..... ひとこと助言

○自然災害で家屋に損害を受けたときに火災保険の補償対象になる場合があります。加入している保険会社に自分で連絡し、対象になるかどうかや申請方法を相談しましょう。

○修理が必要な場合には、数社から見積もりを取って検討しましょう。